

## 8 事業所等への太陽光発電設備の導入促進について

再生可能エネルギーの普及拡大は、原子力発電の依存度の低減、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策などの観点から極めて重要であり、特に太陽光は地域的偏在や設置場所の制約が少なく、導入ポテンシャルも大きいことから、重点的に導入を促進していく必要がある。

平成24年7月に固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電の導入が急速に進んでいるが、平成25年5月までに設備認定された10キロワット以上の設備1,937万キロワットのうち1,299万キロワットは1,000キロワット以上のメガソーラーとなっている。広い遊休地等へのメガソーラーの整備計画が進む中で、今後、更なる普及を図るためには、事業所等における1,000キロワット未満の発電事業が促進されることが肝要となる。

また、太陽光発電の普及拡大に、初期投資不要の「屋根貸し」による設置が新たなビジネスモデルとして期待されているが、事業所等の民間施設は、倒産などにより発電事業が継続不能となるリスクがある。

さらに、地方自治体が太陽光発電の導入促進策を検討する際に、固定価格買取制度に基づく導入状況を詳細に把握する必要がある。

こうした状況を踏まえ、事業所等への太陽光発電の導入を促進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 太陽光発電の買取価格は、10キロワット未満と10キロワット以上に区分され、10キロワット以上は規模にかかわらず一律としているため、事業所等に導入されている数十キロワット程度の設備は、メガソーラー等の大規模な設備と比較すると事業採算性が低くなっている。したがって、規模が異なっても同程度の利潤が得られるように、事業採算性に応じた買取区分と買取価格を

設定すること。

また、買取価格の算定は、土地の賃借料や造成費用、屋根の賃借料等が増加傾向にあることを十分考慮すること。

- 2 「屋根貸し」太陽光発電事業は、公共施設には普及しているが、民間施設は倒産等により設備を設置した建物が処分された場合、屋根の賃借権を第三者に対抗できないというリスクがあるため、本格的な普及に至っていない。そこで、「屋根貸し」太陽光発電事業の継続性を確保するために、屋根のみを対象とした賃借権の登記制度を整備するなど、第三者に対抗するための法整備を行うこと。

それまでの間は、建物が処分されて損害が発生した場合に、それを補填する取組の一つとして、例えば業界団体の会員が負担金を拠出し、損害を受けた事業者に互助会的に補填することも考えられる。こうした制度を整備するために、国がイニシアティブをとるとともに、財政的支援を行うこと。

- 3 固定価格買取制度の認定を受けた発電設備について、市町村別の認定件数及び稼働件数並びにそれらの出力規模別の内訳及び設置形態別（屋根、土地等）の内訳を公表すること。

また、個人設置を除く10キロワット以上の発電設備については、名称、所在地、出力規模並びに設置者の名称及び所在地等を公表すること。